

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの一部改正について

新	旧
個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン 第1 趣旨等 1 (略) 2 個人サンプリング法による作業環境測定の対象となる測定 個人サンプリング法による作業環境測定の対象となる測定については、個人サンプリング法の特性が特に発揮できるものとして次のとおり規定されていること。 (1) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第3に掲げる特定化学物質のうち、令別表第3第1号<u>1、3から6まで</u>又は同表第2号<u>1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物</u>（以下「個人サンプリング法対象特化物」という。）及び鉛に係る測定。 (2) ・ (3) (略) 3・4 (略) 第2～第5 (略) 第6 作業環境測定の結果及びその評価の記録の保存	個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン 第1 趣旨等 1 (略) 2 個人サンプリング法による作業環境測定の対象となる測定 個人サンプリング法による作業環境測定の対象となる測定については、個人サンプリング法の特性が特に発揮できるものとして次のとおり規定されていること。 (1) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第3に掲げる特定化学物質のうち、令別表第3第1号<u>6</u>又は同表第2号2、3の2、5、<u>8</u>から11まで、13、13の2、15、<u>15の2</u>、19、19の4、<u>20</u>から22まで、23、<u>23の2、26、27の2</u>、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる<u>もの</u>（以下「個人サンプリング法対象特化物」という。）及び鉛に係る測定。 (2) ・ (3) (略) 3・4 (略) 第2～第5 (略) 第6 作業環境測定の結果及びその評価の記録の保存

事業者は、次に掲げるところにより、作業環境測定の結果及びその評価の記録を保存すること。

1 測定結果

(1) (略)

(2) 記録の保存

記録の保存については、次のとおりとすること。

ア 個人サンプリング法対象特化物及び鉛に係る測定については3年間。ただし、令別表第3第1号1、4から6に掲げる物又は同表第2号3の2、5、6、8、8の2、13の2、15、15の2、19、19の4、19の5、23の2、23の3、26、27の2、30、31の2、32若しくは34の3に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等（特化則第36条第3項に規定するものをいう。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る測定（以下「クロム酸等に係る測定」という。）については30年間。

イ (略)

2 測定結果の評価

(1) (略)

(2) 記録の保存

記録の保存については、次のとおりとすること。

事業者は、次に掲げるところにより、作業環境測定の結果及びその評価の記録を保存すること。

1 測定結果

(1) (略)

(2) 記録の保存

記録の保存については、次のとおりとすること。

ア 個人サンプリング法対象特化物及び鉛に係る測定については3年間。ただし、令別表第3第1号6に掲げる物又は同表第2号3の2、5、8、8の2、13の2、15、15の2、19、19の4、23の2、26、27の2、30、31の2、32若しくは34の3に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等（特化則第36条第3項に規定するものをいう。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る測定（以下「クロム酸等に係る測定」という。）については30年間。

イ (略)

2 測定結果の評価

(1) (略)

(2) 記録の保存

記録の保存については、次のとおりとすること。

ア 個人サンプリング法対象特化物及び鉛に係る測定については3年間。ただし、令別表第3第1号6に掲げる物又は同表第2号5、6、8の2、13の2、15、15の2、19、19の4、19の5、23の2、23の3、27の2、30、31の2若しくは34の3に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等に係る測定については30年間。

イ (略)

別紙1

管理濃度

1 個人サンプリング法対象特化物

ア 低管理濃度特定化学物質及び鉛に係る測定については3年間。ただし、令別表第3第1号6に掲げる物又は同表第2号13の2、19若しくは27の2に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等に係る測定については30年間。

イ (略)

別紙1

管理濃度

1 個人サンプリング法対象特化物

法令番号 (※)	物の種類	管理濃度	法令番号 (※)	物の種類	管理濃度
令別表第3第1号			令別表第3第1号		
<u>1</u>	<u>ジクロルベンジジン及びその塩</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
<u>3</u>	<u>塩素化ビフェニル（別名 P C B）</u>	<u>0.01mg/m³</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>4</u>	<u>オルトトリジン及びその塩</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
<u>5</u>	<u>ジアニシジン及びその塩</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
6	(略)	(略)	6	(略)	(略)
令別表第3第2号			令別表第3第2号		
<u>1</u>	<u>アクリルアミド</u>	<u>0.1mg/m³</u>	(新設)	(新設)	(新設)
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	(略)	(略)	5	(略)	(略)
<u>6</u>	<u>塩化ビニル</u>	<u>2 ppm</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>7</u>	<u>塩素</u>	<u>0.5ppm</u>	(新設)	(新設)	(新設)
8	(略)	(略)	8	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

15の2	(略)	(略)
16	<u>シアン化カリウム</u>	<u>シアンとして 3 mg</u> <u>／m³</u>
17	<u>シアン化水素</u>	<u>3 ppm</u>
18	<u>シアン化ナトリウム</u>	<u>シアンとして 3 mg</u> <u>／m³</u>
19	(略)	(略)
19の4	<u>ジメチルー2, 2-ジクロ ロビニルホスフェイト (別 名DDVP)</u>	(略)
19の5	<u>1, 1-ジメチルヒドラジ ン</u>	<u>0.01ppm</u>
20	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
23の2	(略)	(略)
23の3	<u>ニッケル化合物 (ニッケル カルボニルを除き、粉状の 物に限る。)</u>	<u>ニッケルとして0.</u> <u>1mg／m³</u>
25	<u>ニトログリコール</u>	<u>0.05ppm</u>
26	(略)	(略)
27	<u>パラ-ニトロクロルベンゼ ン</u>	<u>0.6mg／m³</u>
27の2	<u>砒素及びその化合物(アルシ</u>	<u>砒素として0.003m</u>

15の2	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
19	(略)	(略)
19の4	<u>ジメチルー二・二-ジクロロ ビニルホスフェイト</u>	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
20	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
23の2	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
26	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
27の2	<u>砒素及びその化合物(アルシ</u>	<u>砒素として0.003</u>

	ン及び砒化ガリウムを除く。)	g/m^3
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		
(略)		
2～4 (略)		
5 粉じん		
物の種類	管理濃度	
一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度 (単位 mg/m^3)	

	ン及び砒化ガリウムを除く。)	mg/m^3
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		
(略)		
2～4 (略)		
5 粉じん		
物の種類	管理濃度	
一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度 (単位 mg/m^3)	

	Q 当該粉じんの遊離けい 酸含有率（単位 パーセン ト）
--	------------------------------------

別紙 2

試料採取方法及び分析方法

1 個人サンプリング法対象特化物

法令番号 (※)	物の種類	試料採取方法	分析方法
令別表第 3 第 1 号			
<u>1</u>	<u>ジクロルベ ンジジン及 びその塩</u>	<u>液体捕集方法 又はろ過捕集 方法</u>	<u>一 液体捕集方法 にあつては、吸光 光度分析方法</u> <u>二 ろ過捕集方法 にあつては、高速 液体クロマトグ ラフ分析方法</u>
<u>3</u>	<u>塩素化ビ フェニル (別名 P C B)</u>	<u>液体捕集方 法、固体捕集 方法又は固体 捕集方法及び ろ過捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラ フ分析方法</u>
<u>4</u>	<u>オルトート</u>	<u>液体捕集方法</u>	<u>一 液体捕集方法</u>

	Q 当該粉じんの遊離けい 酸含有率（単位 パーセン ト）
--	------------------------------------

別紙 2

試料採取方法及び分析方法

1 個人サンプリング法対象特化物

法令番号 (※)	物の種類	試料採取方法	分析方法
令別表第 3 第 1 号			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>リジン及びその塩</u>	<u>又は固体捕集方法</u>	<u>にあつては、吸光度分析方法</u> <u>二 固体捕集方法</u> <u>にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</u>				
<u>5</u>	<u>ジアニシジン及びその塩</u>	<u>液体捕集方法</u> <u>又は固体捕集方法</u>	<u>一 液体捕集方法</u> <u>にあつては、吸光度分析方法</u> <u>二 固体捕集方法</u> <u>にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
6	(略)	(略)	(略)	6	(略)	(略)	(略)
令別表第3第2号				令別表第3第2号			
<u>1</u>	<u>アクリルアミド</u>	<u>固体捕集方法及びろ過捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
2	(略)	(略)	(略)	2	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	エチレンオキシド	固体捕集方法	(略)	5	エチレンオキシド	固体捕集方法 <u>又は直接捕集方法</u>	(略)

<u>6</u>	<u>塩化ビニル</u>	<u>固体捕集方法</u> <u>又は直接捕集</u> <u>方法</u>	<u>ガスクロマトグラ</u> <u>フ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>7</u>	<u>塩素</u>	<u>液体捕集方法</u> <u>又は固体捕集</u> <u>方法</u>	一 <u>液体捕集方法</u> <u>にあつては、吸光</u> <u>光度分析方法</u> 二 <u>固体捕集方法</u> <u>にあつては、高速</u> <u>液体クロマトグ</u> <u>ラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
8	(略)	(略)	(略)	8	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15の2	(略)	(略)	(略)	15の2	(略)	(略)	(略)
<u>16</u>	<u>シアン化カ</u> <u>リウム</u>	<u>液体捕集方法</u> <u>又は液体捕集</u> <u>方法及びろ過</u> <u>捕集方法</u>	一 <u>液体捕集方法</u> <u>にあつては、吸光</u> <u>光度分析方法</u> 二 <u>液体捕集方法</u> <u>及びろ過捕集方</u> <u>法にあつては、イ</u> <u>オン電極分析方</u> <u>法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>17</u>	<u>シアン化水</u> <u>素</u>	<u>液体捕集方</u> <u>法、固体捕集</u> <u>方法又は液体</u>	一 <u>液体捕集方法</u> <u>又は固体捕集方</u> <u>法にあつては、吸</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		<u>捕集方法及び ろ過捕集方法</u>	<u>光光度分析方法</u> <u>二 液体捕集方法</u> <u>及びろ過捕集方</u> <u>法にあつては、イ</u> <u>オン電極分析方</u> <u>法</u>				
<u>18</u>	<u>シアン化ナ</u> <u>トリウム</u>	<u>液体捕集方法</u> <u>又は液体捕集</u> <u>方法及びろ過</u> <u>捕集方法</u>	<u>一 液体捕集方法</u> <u>にあつては、吸光</u> <u>光度分析方法</u> <u>二 液体捕集方法</u> <u>及びろ過捕集方</u> <u>法にあつては、イ</u> <u>オン電極分析方</u> <u>法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
19	(略)	(略)	(略)	19	(略)	(略)	(略)
19の 4	<u>ジメチルー</u> <u>2, 2ージ</u> <u>クロロビニ</u> <u>ルホスフェ</u> <u>イト (別名</u> <u>DDVP)</u>	(略)	(略)	19の 4	<u>ジメチルー</u> <u>二・二ージ</u> <u>クロロビニ</u> <u>ルホスフェ</u> <u>イト</u>	(略)	(略)
<u>19の 5</u>	<u>1, 1ージ</u> <u>メチルヒド</u> <u>ラジン</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>高速液体クロマト</u> <u>グラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

20	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
23の2	(略)	(略)	(略)
<u>23の3</u>	<u>ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>原子吸光分析方法又は誘導結合プラズマ質量分析方法</u>
<u>25</u>	<u>ニトログリコール</u>	<u>液体捕集方法又は固体捕集方法</u>	一 <u>液体捕集方法にあつては、吸光度分析方法</u> 二 <u>固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</u>
26	(略)	(略)	(略)
<u>27</u>	<u>パラ－ニトロクロロールベンゼン</u>	<u>液体捕集方法又は固体捕集方法</u>	一 <u>液体捕集方法にあつては、吸光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法</u> 二 <u>固体捕集方法</u>

20	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
23の2	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
26	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

			<u>にあつては、ガス クロマトグラフ 分析方法</u>				
27の 2	<u>砒素及びそ の化合物 (アルシン 及び砒化ガ リウムを除 く。)</u>	(略)	(略)	27の 2	<u>砒素及びそ の化合物 (アルシン 及び砒化ガ リウムを除 く。)</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
33	マンガン及 びその化合 物	<u>測定基準第二 条第二項の要 件に該当する 分粒装置を用 いるろ過捕集 方法</u>	(略)	33	マンガン及 びその化合 物	分粒装置を用 いるろ過捕集 方法	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
36	硫酸ジメチ ル	液体捕集方法 <u>又は固体捕集 方法</u>	一 液体捕集方法 にあつては、吸光 光度分析方法 二 固体捕集方法 にあつては、ガス クロマトグラフ 分析方法	36	硫酸ジメチ ル	液体捕集方 法、 <u>固体捕集 方法又は直 接捕集方法</u>	一 液体捕集方法 にあつては、吸光 光度分析方法 二 固体捕集方法 <u>又は直接捕集方 法</u> にあつては、ガ スクロマトグラ

							フ分析方法
(略)				(略)			
2 ～ 5 (略)				2 ～ 5 (略)			